

甲斐市議会 総務教育常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年1月16日

2. 招集場所 甲斐市役所本館4階 委員会室A

出席委員（6名）

委員長	滝川美幸君	副委員長	清水和弘君
	安倍健治君		松井豊君
	内藤久歳君		藤原正夫君

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

若尾彰子君

説明のため出席した者の職氏名

総合戦略部長	丸山英資君	総務部長	小澤明君
市民部長	中込広人君	教育部長	名取藤吾君
秘書課長	大島正之君	経営戦略課長	酒井厚志君
総務課長	小林一三君	人事課長	小宮山厚君
市民戸籍課長	山田郁子君	学校教育課長	樋川和之君
秘書係長	中村大輔君	政策戦略係長	広瀬修君
経営企画係長	石原大助君	総務係長	日本修君
人事係長	宮崎建君	住民記録係長	松井恵美君
教育総務係長	小田切英規君	指導監	金丸徹君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山岡広司	書記	池上恵
--------	------	----	-----

書 記 深 澤 隼 人

内容

- 1 おくやみハンドブックの発行について（市民戸籍課）
- 2 組織機構の一部見直しについて（総務課）
- 3 第4次甲斐市定員適正化計画の見直しについて（人事課）
- 4 K A I デジタル・プロジェクトの実施状況について（経営戦略課）
- 5 公の施設使用料の改定及び減免基準の適用について（経営戦略課）
- 6 甲斐市小中学生スポーツ・文化芸術等県外大会出場激励金交付要綱の改正について
（教育総務課）
- 7 学校運営協議会制度（コミュニティー・スクール）の導入について（学校教育課）
- 8 その他

その他

- 1 各種団体との意見交換会について

開会 午後 1時23分

○書記（池上 恵君） 改めまして、こんにちは。

参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次第の2、委員長挨拶。

滝川委員長、よろしく申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） こんにちは。大変お疲れさまです。

1月1日に起こった能登半島地震で、本市からも2名の職員の方が支援に行っている中で、その先が珠洲市ということで、このところ、連日雪が降っているようでございます。本当に寒い中、一生懸命で、地域の方のために働いていただいているなど、心より感謝申し上げます。

それでは、本日は、令和6年になりまして初めての委員会でございます。スムーズな進行ができますように、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

○委員長（滝川美幸君） それでは、これより次第3、内容に入ります。

初めに、（1）おくやみハンドブックの発行について、担当より説明をお願いいたします。

山田市民戸籍課長。

○市民戸籍課長（山田郁子君） お疲れさまでございます。

市民戸籍課から、甲斐市おくやみハンドブックの発行について説明いたします。

常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

初めに、1、経緯でございます。

故人に関する市役所の各種手続を遺族が行うおくやみ手続きは、故人の生前の状況や世帯構成などにより内容が異なります。持ち物や申請書類も多くありますので、遺族の負担は大

きくなります。

現在、遺族には、死亡届出時におくやみ手続きの案内チラシを配布しておりまして、手続内容や予約方法、持ち物等を周知しているところですが、一部で、どのような手続があるのか事前に知りたい、より詳しく周知したいなどの声がありました。

このことから、手続ごとにより詳しくまとめた甲斐市おくやみハンドブックを発行することによりまして、終活に取り組む方や遺族の方への支援につなげていくことになりました。

次に、2、ハンドブックの構成については、(1)から(5)まであります。説明は、別冊のおくやみハンドブックによりさせていただきます。

別冊資料のおくやみハンドブックの1ページ、2ページをお願いいたします。

1ページは、おくやみハンドブックの説明と目次、2ページは、予約制についての説明です。

予約の方法については、これまで竜王庁舎のみで行っていたウェブの予約を、今回ハンドブック掲載の機会に、敷島・双葉庁舎でも開始します。これで3庁舎とも、電話、ウェブのどちらでも予約可能となります。

次に、3ページをお願いします。

3ページからは、市役所での手続に必要な持ち物について掲載しております。

3ページには、基本的な持ち物を、4ページは、各種手続の説明の掲載ページを示しています。

次に、5ページからですが、世帯主変更、印鑑登録、戸籍取得についての手続、6ページは、年金の手続についてでございます。

次に、7ページですが、7ページは、国民健康保険の手続、8ページは、後期高齢者医療保険の手続についてでございます。

次の9ページでございますが、9ページは、介護保険、高齢者サービスの手続について、また、10ページから次の11ページ、12ページ、13ページまでが、障がい福祉の関係の手続について掲載しております。

14ページ、15ページ、こちらは、子供関係の手続について、16ページは、税金の手続についてでございます。

17ページでございますが、上下水道等の手続、18ページは、市営住宅の手続について説明しています。

次の19ページ、20ページでございますが、市役所以外での主な手続で、自動車、預貯金、

保険、ライフラインなどの手続についての説明でございます。

次に、21ページと22ページにつきましては、相続手続の流れについて説明しています。そして、最後23ページは、法定相続人についてという説明で、以上が構成であります。では、資料にお戻りいただきたいと思います。

資料1ページにお戻りいただきまして、次に、3、発信方法等は、市ウェブサイト掲載、また、窓口で配布するための紙の冊子を各庁舎に設置いたします。

次に、4、ハンドブックの発行日につきましては、来週の1月22日月曜日を予定しております。

これで、おくやみハンドブックの作成についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、質疑等ありましたら、お願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。

ちょっといきなりあれなんですけれども、このハンドブック手帳というのは、来週、発行日については22日ということなんですけれども、これ全戸に配られるんですか、じゃなくて。お願いします。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○市民戸籍課長（山田郁子君） お答えいたします。

ウェブサイトに掲載するものと、また、各庁舎に冊子を準備するものでございます。

○委員長（滝川美幸君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） といいますと、今言うように、ウェブサイトと各庁舎の窓口これが置いてあるということで、あとの、こういうものが置いてありますよということの周知についてはどんなふう、ただこれだけということですか。それとも、そのところをちょっとお願いします。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○市民戸籍課長（山田郁子君） 周知につきましては、ウェブサイト上での周知、また、窓口

で来庁された方への周知、今後、広報での周知など考えております。

○委員長（滝川美幸君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 広報でこういうことがあるということですね、ありがとう。

よくうちの自治会なんかでも、大分高齢化してきて、やっぱり一番は預貯金、遺産、相続とか、そんなことが、生前贈与とか、亡くなる前にそういうふうにしておきゃいいんだけども、終わってから、かなり難しかったというということが二、三件あるので、そういうことも、これが置いてあるということの中で、かなり、公証役場へ行ったとか何とかと足を運んだりした人がいて、私にも相談を受けられたんですけども、全然分からないんで、市の相続課へ行ってくれとかいろいろ言っても、やっぱり、あんまり分からない人が多いということで、こういうことがあれば、かなりいろんな具体的なことが書いてある、ぜひこれ、広報の周知には、ちょっと大きめな形でやってもらえればありがたいんじゃないかと、こんなふうに思います。これは要望ですけれども。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） ほかに。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これと、23ページの相続の関係ですが、ここには書く必要ないとは思いますが、参考までにちょっと聞いておきたいんですが、相続税の関係は、たしか3,000万円くらいだったような気がします、参考までに分かれば。

○委員長（滝川美幸君） 松井係長。

○住民記録係長（松井恵美君） 大変申し訳ございませんが、多くは甲斐市役所での手続きについての説明を主としております。相続に関係するところによりましては、私どもには分からない部分がございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 設置場所で、ここに各庁舎とあるんですけども、あと、やっぱりできるだけ広い範囲でもって設置するのが必要なことだと思うんですね。公共施設の図書館とか公民館とか、そういうところに、目につくところへ、やっぱりできるだけ置いておくということがとても大事だと思うんで、その点、庁舎のみならず、ちょっと検討してもらえればと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（滝川美幸君） 松井係長。

○住民記録係長（松井恵美君） ありがとうございます。

庁舎だけでなく、公民館、図書館、あらゆる場所に置けるように努力いたします。

○委員（内藤久歳君） よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 以上でよろしいですか。

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

本日は委員外議員の傍聴がありますので、傍聴議員、質問ありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） それでは、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、おくやみハンドブックの発行について終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時36分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

次に、（2）組織機構の一部見直しについて、担当より説明をお願いいたします。

小林総務課長。

○総務課長（小林一三君） お疲れさまです。

それでは、総務課から組織機構の一部見直しについて説明させていただきます。

資料の2ページをお願いします。

1の経緯でございます。新たな行政需要や政策課題の変化に応じた組織体制の見直しについて検討を行うため、人事ヒアリングと併せて、各課から現行組織の問題点、課題に関するヒアリング調査を実施いたしました。

ヒアリング時に各課から挙げられた現行組織の課題等について整理を行い、その中で優先的に取り組むべき事項についての課題の解消を図るため、組織機構の一部見直しを行うこと

となったところであります。

2の見直し内容につきましては、2点ありまして、1点目は脱炭素社会推進室の体制強化であります。

体制強化の①として、脱炭素先行地域の取組は、2030年度までに先行地域内の電力消費に伴うCO₂排出ゼロとする野心的な取組であります。そのため、国から5年間にわたり、総額50億円規模の交付金による支援が見込まれ、計画の迅速な遂行により脱炭素の取組を加速していく必要があるため、脱炭素社会推進室を課に移行し、1課2係として体制を強化するものであります。

見直し案として、現行のエネルギー政策係を廃止し、脱炭素社会推進課に政策推進係及び事業推進係の2係を新設いたします。

体制強化の②として、生活環境部から分離して市長直轄の部署とし、各部等との横断的な調整ができる体制とするため、所属職員を指揮監督する部長職の脱炭素社会推進監を配置いたします。

体制強化の③として、組織体制の見直しと併せて、現在所管しておるバイオマス産業都市構想の推進に関する業務の一部については関係する環境課へ移管し、脱炭素先行地域の取組に専念することで、事業を計画的に推進していくことといたします。

見直しの2点目は、災害時の機動的な対応を可能とする組織の見直しであります。

現在の例規上において、防災危機管理監の役割としては、所管事務を掌理し、所属職員の指揮監督にとどまっております。そのため、災害時の機動的な対応の観点から、防災危機管理課を市長直轄の部署とし、新たに防災危機管理課長を配置いたします。また、防災危機管理課の所属職員を指揮監督する部長職の防災危機管理監を配置いたします。

組織の見直しと併せて、防災危機管理監の役割として、事態に照らし緊急を要すると認める場合において、市長、副市長を補佐し、部長その他の職員を指揮監督する役割を明文化するとともに、他部署にまたがる危機管理対策についても一元的な管理・把握が担える組織体制といたします。

資料3ページの甲斐市行政組織機構をお願いいたします。

左側の組織図は現行の組織図であり、右側が見直し案となります。現在、脱炭素社会推進室は生活環境部に所属しておりますが、見直し案では、秘書課と同様に市長直轄の部署とし、所属職員を指揮監督する部長職の脱炭素社会推進監を配置いたします。

また、防災危機管理課につきましても、防災危機管理監に所属するという組織体制であり

ましたが、脱炭素社会推進課の見直しと同様に、部局内に所属する形から改め、市長直轄の部署であることを明確に位置づけることとしたものであります。防災危機管理課につきましても、防災危機管理課長を配置するとともに、所属職員を指揮監督する部長職の防災危機管理監を配置いたします。

2ページにお戻りいただきまして、3の実施期日でございますが、組織機構の一部見直しの実施期日は令和6年4月1日からとなります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 脱炭素社会推進課を設置するという事で、職員の総数、できれば課が幾人、管理課が幾人という、職員体制はどうなるの。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○総務課長（小林一三君） 脱炭素推進課につきましては、正職員7名、課長含めて7名ということになります。

○委員（内藤久歳君） 総数ね。

○総務課長（小林一三君） はい。

防災危機管理課につきましては、現行体制と変わらず、防災危機管理監が課長を兼務しておりましたので、兼務解除し、課長が新たに1名増えるという人数になります。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○総務課長（小林一三君） 失礼いたしました。

脱炭素推進課につきましては、正職員が課長を入れて6名、一つの係がですが、3名の係と2名の係で、課長ということで、あと一人はですが、会計年度任用職員を配置する予定ということです、正職員としては6人を予定しております。

○委員（内藤久歳君） 職員数としては、会計年度を入れて7名ということだね。

○総務課長（小林一三君） はい、そうです。

○委員（内藤久歳君） 防災のほうは現行どおり、防災危機管理課のほう。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○総務課長（小林一三君） 防災危機管理課につきましては、課長が1名増という人数であります。

- 委員長（滝川美幸君） 内藤委員。
- 委員（内藤久歳君） 係体制は変わらないということだね。課長が増えるということ。
- 委員長（滝川美幸君） 小林課長。
- 総務課長（小林一三君） そのとおりでございます。
- 委員長（滝川美幸君） 内藤委員。
- 委員（内藤久歳君） そうすると、会計年度任用職員を含めて、これが推進監というのを設置することによって、推進監というのが全体の中で6と7と、総数で何人になるということ。今の係は2係だったよな、たしか。
- 委員長（滝川美幸君） 小林課長。
- 総務課長（小林一三君） 脱炭素推進課につきましては、推進監、部長職を入れますと8名、会計年度も含めると8名体制になります。
- 委員長（滝川美幸君） 内藤委員。
- 委員（内藤久歳君） 推進監が、要するに管理する職員の総数というのは、8プラス6で14名ということか。
- 総数だよ。管理監というのを置くわけじゃん。推進室と防災も入れて、管理監の上に部長職だから、部長が2つの課を統括するわけじゃん。
- 委員長（滝川美幸君） 小澤部長、お願いいたします。
- 総務部長（小澤 明君） お答えいたします。
- 脱炭素推進課と防災危機管理課にそれぞれ、脱炭素社会推進監という部長職、また、防災危機管理課につきましては防災危機管理監という部長職が、それぞれ、今までは防災危機管理監を例に取りますと、部と並びで管理監があったんですけども、今度、部からは外れまして、市長直轄の課として、秘書課と並びで課長職になりまして、そこを所管する脱炭素社会推進監という部長職と防災危機管理監という部長職、人に職がつくような形でそれぞれつきますので、脱炭素社会推進監につきましては、自分を含めて、会計年度任用職員を入れて8人、防災危機管理課につきましては、課長職が増えますので、自分も含めて、管理監も含めて9人体制になります。
- 委員長（滝川美幸君） 内藤委員。
- 委員（内藤久歳君） これは部長職が増えるということだね、市長直轄の組織としては。そういうことね。
- 委員長（滝川美幸君） 小澤部長。

○総務部長（小澤 明君） 部長職と、あと防災危機管理課にも課長がつきますので、課長職も1人増えるという形になります。

○委員長（滝川美幸君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 部長が1、課長が1増えますと、市長直轄の組織として。ということだね。

そうすると、部長職というのは、総数で何人になる、部長職。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○総務課長（小林一三君） 部長職につきましては、現在13人でございますので、1名プラスになりまして、14人になります。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） ほかにありますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員、いかがですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） それでは、以上で組織機構の一部見直しについてを終了いたします。よろしいですか。このままでいいですね。

それでは、ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時51分

○委員長（滝川美幸君） それでは、訂正がありますので、再開して、訂正をお願いいたします。

小林課長。

○総務課長（小林一三君） すみません、先ほどの防災危機管理課の職員数の答弁について、一部訂正をさせていただきます。

防災危機管理監につきましては、現行ですが、会計年度任用職員を入れてですが、10名体制でございます。来年はですが、防災危機管理課長が配置になりますので、合計で11名、

1名プラスで11名体制になります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

では、訂正をお願いいたします。

それでは、ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時52分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

次に、（3）第4次甲斐市定員適正化計画の見直しについて、担当より説明をお願いいたします。

小宮山人事課長。

○人事課長（小宮山 厚君） お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

それでは、人事課から第4次甲斐市定員適正化計画の見直しにつきまして説明をさせていただきます。

資料は5ページになります。

1の経緯から説明をさせていただきます。

国が発出しました地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に対応するため、本市では、明確な数値目標を掲げた甲斐市定員適正化計画を平成17年に初めて策定し、以後、第4次まで計画を策定してきたところであります。

現在の第4次甲斐市定員適正化計画につきましては、令和3年度から令和7年度までを計画期間とし、計画終期となる令和8年4月1日における目標職員数を480人としていることと併せ、社会情勢の変化や定年延長制度の導入があった場合は計画を見直すこととしております。

このため、少子高齢化の進行及び人口減少社会の到来等、本市を取り巻く環境の一層の変化が予測されるとともに、今般、地方公務員法が改正され、令和5年4月から定年年齢の引上げが開始されたことに伴いまして、本計画の一部を見直すこととしたところであります。

続きまして、2の各項目における主な見直し内容につきまして、次ページ以降の新旧対照

表で説明させていただきますので、6ページと7ページをお願いいたします。

赤字の表記が見直した箇所となっております。今年度から、再任用制度に加え、定年延長制度が導入されたため、今後は定年延長制度を選択する職員が大多数を占めると予想されるため、7ページ上段の見直し前の計画にあります再任用職員の状況、こちらの全容を、6ページの上段にあります60歳超職員の状況に見直すものであります。

見直し内容であります。地方公務員法の改正に伴い、定年が60歳から65歳へ段階的に引き上げられることや、7行目の「なお」以降になりますけれども、今般の地方公務員法の改正により管理監督職勤務上限年齢が併せて導入されたこと、また、60歳到達時に管理職であった職員が引き続き正職員として在職する場合には、非管理職（副主幹級）に降任することなどを説明する内容に見直しております。

また、下の表になりますけれども、再任用職員数を直近の数値に修正するとともに、その下にあります今後の定年引上げ対象職員の見込み数の表を追加した見直しを行っております。

続きまして、定員適正化計画の数値目標の項目になります。

こちらは、2行目にありますとおり、見直し前の計画では令和8年4月1日の定員目標を480人として策定していましたが、定年引上げによる60歳超の正職員の増加、また少子高齢化の進行及び人口減少社会の到来等、本市を取り巻く環境の一層の変化が予測されることから、子育て支援や高齢者福祉の充実をはじめとした様々な施策に取り組んでいく必要があるため、目標人数を上方修正いたしまして、493人に見直す予定であります。

また、下から3行目になりますけれども、定年引上げ期間となる令和5年度から令和14年度までの間は、定年退職者が原則として2年に一度しか生じないことから、2年度間で平準化を図る新規採用を行う内容も追加しております。

なお、493人に見直す経緯でありますけれども、令和7年度に策定をしております第5次定員適正化計画におきまして、全国の類似団体また県内他市の職員数などを参考に、500人程度の規模の職員数を見込む予定であるため、その目標に向けた過程として、493人ということで計画を見直すところであります。

8ページをお願いいたします。

次に、各年度末の定年退職者数であります。

定年延長制度の導入に伴いまして、今後しばらくの間は定年退職者が2年に一度しか生じないこととなりますので、退職者数に変更が生じるため、退職者数の見直しを行ったものであります。

続きまして、計画的な職員採用の項目の見直しになります。

ここでは、地方公務員の定年引上げに伴う対応と併せまして、職員の年齢構成を考慮しながら将来を見通した計画的な職員採用を行うこと、また、保育現場においては、子育て支援の充実を図るため、引き続き関係課と連携しながら、必要な保育士数の確保に努めることなどの内容に見直しております。

続きまして、多様な任用形態の活用の項目になります。

見直し前の計画では、計画期間における退職者数を59人と見込んでおりましたが、定年延長制度の導入により退職者が2年に一度しか生じず、退職者数が減少するため、退職者数の見込み数を見直したものであります。

最後に、人材育成の項目の見直しになります。

文末になりますけれども、60歳超職員を適切に配置・活用することで、若手職員の育成にも注力することの内容を注記する内容に見直すものであります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 一つだけお願いします。

具体的に出てきたんですけれども、6ページの項目では13のほうの中に、480人、20人増しということで、さらに20人増しから、当初計画、少子高齢化、いろんなことから13人増の493人にするということで、ここに新しいのがあるんですけれども、それはそれでいいとして、一番下のほうに、こうしますと、2年間に一度は修正があるということで、2年間で平準化を図り、新規採用を行っていくことになるということですので、ということは、2年間に一度しか新規採用は、単純に言って採用しないということ、そういう意味合いですか。そこのところをお願いします。

○委員長（滝川美幸君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 退職者が確かに2年に一度しか出ませんので、そうしますと、退職しない年に新規採用者を雇用しないと、そこで優秀な人材の確保を逃す可能性があったり、また、本市への就職を希望している市民の方々が、言い方は悪いかもしれませんが、損をするような可能性もありますので、そこは平準化するような形で、例えば20人、1年間で採る予定としたならば、退職がない年にも10人、退職する年にも10人というよう

な形で、平準化した採用を考えております。

○委員（藤原正夫君） 了解しました。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） さっき途中で出た500人というのの流れがよく分からなかった。

○委員長（滝川美幸君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 500人の根拠なんですけれども、今、令和5年度の4月1日、昨年の4月1日になりますけれども、正職員数が471人であります。それと、全国の類似団体、5万人から10万人規模の全国の類似団体の自治体の平均を見ますと、甲斐市は39人ほど少ないような実態になっております。そのため、471足す39ですので、510人程度が適正規模かとは思いますが、ただ、そこまでいきますと、まず人件費の増額であったり、今後、人口減少というのも予測されていますので、職員数がどれだけ必要になってくるかというの、また途中で協議する必要がありますので、取りあえず適正数よりも若干落としたような500人という形で計画を立てたところであります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、課長のほうで人件費という話が出ただけけれども、総体的にこの計画を進めていく上において、採用も含めて人件費の変動というのは、右肩上がりなのか、横並びなのか、右肩下がりなのか、その辺の見通しというのはどんな具合になっているの。

○委員長（滝川美幸君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 当然、職員が増えれば人件費も上がるんですけども、それ以外に今年の人勧の上がり幅が高くて、新規採用職員で1か月当たり約1万2,000円ほどの値上がりがありましたので、そういったことも今後かさんできますと、かなり歳出における人件費割合というのが年々高くなっているにもかかわらず、今後もさらに上がるのではないかとすることは考えております。

○委員長（滝川美幸君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、それと、それから人口が減っていくということは、税収も減っていくわけじゃんね。その辺のところの長期的な、財政のことはここでは、なかなか

語れんとは思いますが、そういう点も、今後、適正化計画の中で適切な人員確保は必要なんだけれども、人件費とのバランスがあって、要するに甲斐市の財政的な圧迫というか、そういうものに対して、どういうふうに考えていくのかという、その辺も今後の、当然予算組んだり、長期的な計画の中で、やっぱり見据えていく必要があるかと思うんだけれども、その辺はどんなふうに取り組んでいくのかなと思う。

○委員長（滝川美幸君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 一番に申し上げられるのが、多分、スマート化の推進という形になるかと思います。そういった新しい技術を活用して事務効率を進めて、職員を極力、抑えるという言い方が変なのかもしれないんですけども、少数精鋭で行政運営を行うという計画を進めるのが、人件費の抑制につながるのではないかと考えております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

委員より、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員、いかがですか。

若尾議員。

○議員（若尾彰子君） 今後、職員数が上方修正されたということで、一部の新採用の職種については、今年度応募がなかったという状況を聞いております。

採用の枠を増やすことも、もちろん必要だとは思いますが、採用試験の在り方自体は検討されているのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） ご指摘、頭が痛いところなんですけれども、今年度の新採用の募集で、建築士であるとか、あと保健師などの専門職の応募はありませんでした。また、職員の応募人数、応募者も年々減少しているような状況がありまして、民間が活発というような理由もあろうかと思っておりますけれども、そこへの対策として、まだ人事課と総務部長との間の協議にはなっているんですが、来年度から採用試験の在り方というのは見直そうかという話はしております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

若尾議員。

○議員（若尾彰子君） 甲斐市は三次試験までやっていて、すごく職員を、受験生を精査して、

優秀な人を採ろうということはすごく感じるんですけども、やはり受験生、学生からしてみると、なかなか、ほかの自治体が二次試験で終わっているところを三次試験までという、選択肢として外れてくるのかなというのは感じているところでありますので、ぜひ優秀な人材が甲斐市でしっかりと働いてもらえるように、採用試験の在り方というのにも検討をよろしくお願いいたします。要望です。

○委員長（滝川美幸君） それでは、要望ということです。よろしくお願いいたします。

それでは、以上で第4次甲斐市定員適正化計画の見直しについてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時09分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

次に、（4）K A I デジタル・プロジェクトの実施状況について、担当より説明をお願いいたします。

酒井経営戦略課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 改めまして、こんにちは。お疲れさまでございます。

それでは、内容（4）のK A I デジタル・プロジェクトの実施状況についてご説明させていただきます。

委員会資料の10ページをお願いいたします。

初めに、このK A I デジタル・プロジェクトにつきましては、令和5年4月の本常任委員会で、本市のD X の推進として、今年度3つの事業を実施することについて説明したところでございます。

本日は、その3事業の実施状況についてご報告するものであります。

まず、1のK A I メタバース・スクール事業でございますが、（1）事業概要は、市内小・中学生がメタバースにおける新たな学習方法とコミュニケーションを体験することで、教育分野におけるD X の推進を図るとともに、効果検証することで、本市が将来的に様々な分野でメタバースの活用を図るための実証事業とすることを目的とし、昨年3月に協定を締結した甲斐ゼミナールとの事業連携により実施しております。

(2) 事業計画は、期間を令和5年6月から令和6年2月までの9か月間とし、受講者は小学校5・6年生から中学校1年生から3年生を対象として、定員は70名としております。参加料につきましては、月額2,000円を参加者に負担していただいております。

(3) 事業経過につきましては、昨年12月末現在、57名が参加しております。内訳は表のとおり、小学生が22名、中学生が35名となっております。

なお、授業開始の昨年5月30日には、メタバース会場に市長、副市長、参加者がアバターで参加し、開講式を開設したところでございます。また、9月には、市長が小学5・6年生の授業参観を行い、市長がアバターで子供たちとの意見交換を行うとともに、子供たちが授業を受けている様子も確認させていただいたところでございます。

資料の11ページをお願いします。

次に、(4) アンケート調査につきましては、授業の効果を検証するために、参加者及び保護者に事業の中間と終了時にアンケートに協力していただくこととしており、中間アンケートとして、参加者と保護者を対象に昨年10月16日から11月30日の期間で実施をいたしました。

参加者のアンケート結果につきましては、①に記載のとおり、中間アンケートを実施した期間は授業に参加していた対象者は61人で、回答者は58人、回答率は96%でありました。

主な設問と回答になりますが、メタバースの使い方、操作については、「簡単」「思ったより簡単」との回答が合わせて86%でありました。

学習効果については、「効果がある」「あるように思う」が合わせて55%でありました。メタバースでの学習のよい点を聞いたところ、下段に記載のとおり、ナンバー1、移動の必要がない、4、服装など見た目を気にしなくてもよい、5、周囲を気にせずリラックスできるといった意見がございました。

12ページをお願いいたします。

次に、メタバースでの学習の不安な点を聞いたところ、ナンバー5、パソコンなど機器のトラブル、こちらが一番多く、4、学習のモチベーションが保ちにくいといった意見もございました。

この下段に記載のとおり、自由記載欄での意見・要望では、理科などほかの科目の授業を受けたい、勉強だけでなく、ほかの人と交流して仲を深めたいといった意見がありました。

13ページをお願いいたします。

次に、保護者のアンケート結果は、回答者数57人、回答率は94%でありました。

メタバースを活用した教育で、どのようなことに興味があるかの設問には、ナンバー1、学校や塾での授業が一番多く、3、様々な理由で通学できない子供への支援といった意見も多くありました。

次に、メタバースを活用した教育に期待する点は、ナンバー1で、時間や場所などの制約がないが最も多く、次のメタバースを活用した教育で不安な点については、ナンバー3の学習のモチベーションを保ちにくい、4で、インターネット環境やパソコンが必要であることなど意見がありました。

また、自由記載欄への意見・要望には、学校では発言が苦手な子供が答えている姿を見てよい取組だと感じた、子供が学校へ通えていなかったが、メタバース・スクールが自信につながり登校できるようになったといった保護者の喜びの声も寄せられたところがございます。

最後に、(5) 今後の予定につきましては、2月、事業終了後、3月中旬に最終のアンケート調査を参加者及び保護者の方に行い、効果検証を行ってまいります。

14ページをお願いいたします。

次に、2の公開型GISシステムにおけるドローン活用事業及びドローン操縦人材育成事業でございますが、(1) 事業概要は、昨年9月に一般公開した公開型GISシステムにドローンによる空撮映像のコンテンツを追加し、システム上で観光資源や土砂災害警戒区域等の空撮映像を視聴可能とすることで、市の魅力発信、防災基盤の強化を図るとともに、市消防団を対象にドローン操縦講習を実施し、人材育成を図ることで、地域防災力の強化につなげることでございます。

(2) 事業経過につきましては、①の公開型GISシステムにおけるドローン活用事業は、国の交付金を活用して、ドローン機体2機と装備品等を昨年9月に購入済みであります。この購入したドローンを使用し、市の魅力発信として、昇仙峡や信玄堤などの観光資源、防災基盤の強化として、土砂災害警戒区域等や河川の空撮業務を学校法人日本航空学園に委託しており、令和6年2月に納品予定となっております。

また、公開型GISシステムへ空撮動画を掲載するためのシステム改修について、システム補修の請負業者であるアジア航測株式会社に委託しており、令和6年3月末にはシステムに反映し、動画が視聴可能となる予定であります。

②のドローン操縦人材育成事業といたしましては、市消防団員の竜王・敷島・双葉の各地区から選出された3名を対象に、公益財団法人日本航空教育協会が運営するドローンパイロットスクールの無人航空機操縦技能認定講習に参加してもらい、同法人が発行する国土交通

省認定の無人航空機操縦技能証明の取得に取り組んでいただき、この1月10日に3名とも修了しております。

なお、購入したドローン機体2機と装備品につきましては、防災危機管理課に令和6年度から移管する予定となっております。

15ページをお願いいたします。

最後に、3のK A I デジタル・トライアル事業になります。

(1) 事業概要は、市民等がデジタル技術を体験する機会を創出することで、DX推進に向けた市民等のデジタルリテラシーの向上を図るとともに、教育分野や地域経済への影響、また、新たな価値や収益を見いだすための効果を検証するための実証事業とすることを目的に実施しております。

(2) 事業報告になりますが、①、②のとおり、開催は昨年7月29日、30日の土曜日、日曜日の2日間、竜王北部公民館3階から4階を会場として実施をいたしました。

③実施内容は、ドローン操縦体験等、記載があります7つのプログラムを実施しております。

④の事業経費につきましては、令和5年6月定例議会において補正予算で事業費等を計上させていただき、資金調達としてガバメントクラウドファンディングを実施し、市費抑制を図る旨、説明しております。クラウドファンディングは、目標金額を1,800万円として、昨年4月21日から7月9日までの67日間実施したところ、寄附金額は1,834万2,000円でありました。

⑤の事業委託につきましては、請負事業者を株式会社GMT S、契約金額は898万7,000円であります。

⑥の参加者数につきましては、2日間合計で延べ1,085人でありました。

16ページをお願いいたします。

こちらは、各プログラムの参加者として、延べ1,085人の内訳と、写真は当日の様子になります。

17ページは、アンケート調査の結果になります。

参加者のうち、アンケートに回答いただいた人数は285人でありました。

主な設問と回答結果につきましては、参加したプログラムを過去に体験したことがあるかについては、赤色の230の方が、体験したことはないとの回答でありました。

次に、どうして参加しようと思ったかについては、青色の189の方が、デジタル体験に

関心があったとの回答でございました。

次に、参加した感想を5段階で聞いたところ、青色の「とても満足」が218人、赤色の「やや満足」が42人で、合計すると、回答者の91%の方に満足の評価をいただいたところでございます。

その他、自由記載欄にいただいた感想や意見・要望といたしましては、学校教育にも取り入れてほしい、デジタルは敬遠しがちだったが身近なものとして捉えることができた、日常とは異なる世界を体験することができた、今後も市としてデジタル分野に力を入れていってほしいといった意見をいただいたところでございます。

今後、庁内の関係部署と、この3つの事業の成果やいただいた意見を情報共有する中で、費用対効果等を考慮し、DX施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、KAIデジタル・プロジェクトの実施状況についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） それでは、説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ガバメントクラウドファンディングで、目標額が1,800万円、それから、事業費として約900万円ということで、あとの財源というのはどんなふうに使っているのかな。

○委員長（滝川美幸君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） まず、事業を委託するのに900万円と予定しておりました。最終的には、先ほどご説明したように898万7,000円ということでしたが、そのほかに市のほうでも、当日に向けた看板とか、そういったものを製作しており、最終的には約930万円の事業を支出しております。

そのほか、昨年6月のときに、クラウドファンディングをやるための返礼品等を用意することから、その経費についても補正をさせていただいたところでございますので、実質ほぼ、予算計上したものがクラウドファンディングとして、事業を行った費用、また、クラウドファンディングをやるための経費として返礼品等を用意した費用が賄えたという形になっております。

○委員長（滝川美幸君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 返礼品というのは、どんなものを返礼したんですか。

○委員長（滝川美幸君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） ふるさと納税でふだん取り扱っています市の特産品を返礼品としたところがございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに質問ありますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） ちょっと参考に聞きたいんですが、ドローンは視界に入っていないと、操縦はできないのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 広瀬係長。

○政策戦略係長（広瀬 修君） お答えします。

視界に入っていることは、別になくても大丈夫です。距離としては2キロぐらいまでは飛んでいきますので、そのところは、こちらのほうにカメラもついている操縦のコントローラーになっていますけれども、そちらのほうでも確認ができますし、電源がなくなったりすると戻ってくるようなシステムにもなっております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） アンケートの結果の中で、ここに要望が4点ほどあるんだけど、当然これも内容を見てみると、今後やってほしいとかいろいろあるわけで、当然、今後DX化を進めていくにおいては、広く市民にこういうことも理解してもらおう点からいくと、こういった要望に対して事業化していくということも必要なことかなと思うんだけど、既に次年度の予算もやっている状況の中で、一応こういった要望に対して、取り入れていくというような考えはある。

○委員長（滝川美幸君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 今後、デジタル技術の利活用というのは、図っていく必要があると感じております。ただ、令和6年度の予算につくというところは、まだそこまで検証のほうできておりませんので、今後デジタル技術、どんどん進歩していきますので、どのものを取り入れることで市民の生活等の向上が図られるかということを庁内でよく研究しながら、費用対効果等も検証しながら、また進めていきたいと考えているところがございます。

す。

○委員長（滝川美幸君） ほかにありますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） では、なければ、委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員、いかがですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、K A I デジタル・プロジェクトの実施状況についてを終わります。

次に、（５）公の施設使用料の改定及び減免基準の適用について、担当より説明をお願いいたします。

酒井経営戦略課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 引き続き、よろしく願いいたします。

内容（５）の公の施設使用料の改定及び減免基準の適用についてご説明させていただきます。

初めに、この内容につきましては、昨年５月１７日に開催された総務教育常任委員会において、コスト転嫁方式による使用料の見直しの基本的な考え方及び減免基準の基本的な考え方についてご説明し、その後に行ったパブリックコメントの結果について、８月の本委員会でご報告したところでございます。

また、８月の委員会では、パブリックコメントを踏まえた市の方針について今後示していくと説明しており、本日その方針について、改めて、これまでの経緯も含めて説明するものでございます。

それでは、委員会資料の１８ページをお願いいたします。

まず、１の経緯でございますが、本市の公共施設使用料については、合併前の旧町で定めた料金体系を引き継いでおり、第１次甲斐市行政改革大綱の重点項目の財政の健全化において、具体的な施策として使用料等の見直しを掲げております。

また、平成２３年には、公共施設の使用料を徴収する所管の担当係長で構成する使用料等調査研究委員会を立ち上げ、使用料等の見直しについて、継続的に調査研究を行ってきたところでございます。

２の課題であります、公の施設使用料は、本来その施設を利用する者が施設利用の対価として負担し、その施設の維持管理等に要する費用に充てられるべきものであります、施

設の維持管理等に要する費用を賄い切れず、一般財源である税金等を投入しており、施設を利用する人、いわゆる受益者と利用しない人の間に不公平が生じている状況であります。

また、使用料の減免については、各施設の規則等で定めた要件等により個別に準用しており、減免理由の拡大解釈や画一的な適用事例等により、減免を適用する範囲は拡大傾向となっております。

次に、3の基本方針といたしまして、使用料は、負担の公平性、算定方法の明確化、受益者負担割合の設定及び効果的・効率的な行政サービスの提供に努め、適正な受益者負担を維持するため、コスト転嫁方式による使用料見直しの基本的な考え方についてを策定し、今後この考え方に基づき、個々の行政サービスを取り巻く状況も考慮しながら見直しを行い、受益者負担の適正化を進めることといたしました。

また、使用料の減免については、施設間の公平性を確保するため、統一的な基準を設ける必要があり、その判断基準は、公益性が高く、市が施策を推進する上で必要と認められ、広く市民から理解が得られるものとするために、方針として公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方についてを定め、基準の統一を図ることといたしました。

なお、当初の両方針案の資料については、昨年5月17日に開催された本委員会に別冊資料として示しているところでございます。

本日の資料では、両方針の主な内容について、抜粋して記載しておりますので、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。

表の項目1のコスト転嫁方式による使用料見直しの基本的な考え方について（案）につきましては、主な内容欄に記載のとおり、（1）使用料の算定方法は原価として、サービスの提供に必要な施設の維持管理、運営費等とし、費用を大きく要する工事費を除く人件費や光熱水費、修繕料などを原価に含める経費としております。

また、（2）原価となる維持管理費等は、年度間の変動を考慮し、直近3年度の平均値を用いて算出することとしております。

（3）公費負担と受益者負担の割合を原則折半として、50%で設定いたします。

（4）適正な受益者負担を維持するため、原則4年ごとに使用料の見直しを行うことといたします。

（5）使用料を算出した結果、従来の使用料と比べ急激な値上げとならないよう、激変緩和措置として、現行料金のおおむね1.5倍を改定上限とし、定期的に検証し、段階的に改定

できることとしてまいります。

次に、項目2の公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方について（案）につきましては、全額免除する場合と減額する場合について示しており、全額免除は、（1）市が直接または間接的に関与する使用として、①から④に該当する場合といたします。

また、（2）として、減額を適用する青少年健全育成、コミュニティーの醸成、教育の振興、住民福祉の向上等、極めて公益性が高い①から③の各団体を、全ての施設において使用料を免除いたします。

次に、減額を適用するのは、（1）団体の利益につながる活動ではなく、地域住民のための活動であるため公益性が高く、また、市の施策の推進上有益と認められる①の団体といたします。

また、（2）及び（3）に係る団体においても、減額を適用することといたします。

この減額の減額率は、原則50%といたします。

20ページをお願いいたします。

次に、4、パブリックコメント集計結果については、8月開催の本委員会に提出した資料を抜粋した内容となります。

昨年6月7日から7月7日の1か月、コスト転嫁方式による使用料見直しの基本的な考え方について（案）及び公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方について（案）のパブリックコメントを実施したところ、80人の方から、表にまとめた賛成意見、反対意見の提出がございました。

5番のパブリックコメントを踏まえた検討結果と対応といたしまして、寄せられたご意見としては、使用料の見直しと減免基準の適用により、施設利用料が現在の3倍になると活動機会が減ってしまう、使用料の値上げ幅が大きく費用負担が増額するといったご意見が多く、また、減免基準を社会教育団体も減免対象としてほしい旨のご意見をいただいたところであります。

一方、効果的・効率的な行政サービスの提供には、使用料の受益者負担割合の設定による負担の公平性、コスト転嫁方式による算定方法の明確化が必要であるとのご意見もございました。

これらの意見を踏まえた対応策の案といたしまして、使用料については、激変緩和措置として、改定上限は現行料金の1.5倍を基本といたしますが、今回の見直しに限り1.2倍にすることができることとし、減免基準については、団体の活動が利益につながる活動ではなく、

地域住民に寄与する活動であるなど公益性が高いと認められる場合は、各施設の規則において規定できるようすることといたしました。

なお、この対策案により、説明会を希望する団体等に対し、昨年12月まで説明会を開催したところ、使用料の改定及び減免基準の適用について、おおむね理解が得られたことから、令和6年2月定例会に、公共施設を管理運営する所管課において、使用料に伴う条例の一部改正を提出することとしております。

最後に、6の今後のスケジュールでございますが、2月に条例の一部改正を上程し、議決が得られましたら、利用者等への周知を行い、令和6年10月から、改定した使用料金、減免基準を適用してまいりたいと考えております。

以上、公の施設使用料の改定及び減免基準の適用についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） それでは、説明が終わりました。

質疑等がありましたら、よろしくお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは基本料、マックスで1.5倍なんだけれども、今回は1.2倍にするということなんだけれども、全体として、聞くところによると、現行どおり、それから上がるところ、一方では下がるような話もちよこっと聞いたんだけれども、その辺のところは、改定の内容というのはどんな内容になっている。

○委員長（滝川美幸君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 今回、パブリックコメントの結果を受けまして、激変措置を1.5また1.2にできるとしたことにより、それはそれぞれの所管課のほうで今後考えて、2月の定例会のほうに提出されることとなりますので、そちらのほうで、またご確認いただければと思うところです。

あと、料金のところ、下がる場合というお話がございましたが、コスト方式を用いますので、過去3年間の使用料等を確認したところ、場合によっては下がる施設というのもあるかとは思っております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員の質疑を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） それでは、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、公の施設使用料の改定及び減免基準の適用について終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩をちょっと取ります。50分再開でよろしいでしょうか。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時47分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

次に、（6）甲斐市小中学生スポーツ・文化芸術等県外大会出場激励金交付要綱の改正について、担当より説明をお願いいたします。

名取教育部長。

○教育部長（名取藤吾君） 大変お疲れさまでございます。

本日、宮本教育総務課長が体調不良で欠席のため、私から説明させていただきます。

それでは、甲斐市小中学生スポーツ・文化芸術等県外大会出場激励金交付要綱の改正について説明いたします。

資料につきましては、本冊資料の21ページから23ページになります。

まず、21ページには、経緯、事業概要、これまでの交付実績を掲載させていただきました。

この激励金交付事業につきましては、学校教育活動以外のスポーツ・文化芸術活動により県外大会に出場する小・中学生に対し、家庭の負担軽減と未来のアスリート等を育成することを目的に令和3年度から実施しておりまして、本年度で3年目となります。

これまでの交付実績は、中段の表のとおり、初年度の令和3年度はコロナ禍であり、各種大会が自粛傾向であったこともあり、交付人数83人、交付額は49万円でしたが、2年目の令和4年度は大会も開催され、交付人数127人、交付額は126万3,000円の実績でした。今年度につきましては、11月末の状況でありまして、交付人数78人で、交付額は88万1,000円という状況であります。

また、最下段の表にあります。大会の開催地に伴う激励金の地域別交付人数といたしましては、令和3年度、令和4年度ともに100キロ圏内が最も多く、続いて関東・近畿が多いという状況でした。今年度につきましては、11月末の状況であります。関東が最も多く、次に近畿、100キロ圏内という状況であります。

このような状況の中、22ページにありますとおり、これまでに激励金に関する様々な問題点が出てきておりました。それを解決するため、交付要綱を一部改正する必要性が生じたため、検討したところであります。

主な問題点と対応策であります。まず、表の1行目にありますとおり、スポーツ少年団に関しましては、激励金とスポーツ振興課が所管する県外大会出場費補助金の選択が可能であり、一般申請者と比較しますと、選べるという面から優遇されているのではないかという考えがありました。

この対応策といたしまして、スポーツ振興課が所管する県外大会出場補助金の対象となるものは補助金で交付することとして、激励金の交付要件からは除くこととするという内容であります。

次に、表の2行目の内容につきましては、現在の要綱では、事前に開催される予選会等で3位以内の成績を収め、山梨県代表として出場することが条件となっております。水泳や陸上競技では予選会等が開催されない場合もあります。

この対応策といたしまして、原則3位以内の成績要件は変更しませんが、主催者等が設定している標準記録または派遣記録等を上回っていることなどに伴い、県外大会に出場する場合についても交付対象とするよう改正するものであります。

次に、表の3行目の内容ですが、現在の要綱では、当該年度内に1人1回の交付となっているため、関東大会で激励金の交付を受けた場合、仮に出場した関東大会でよい成績を収めて全国大会に出場できても、全国大会出場の激励金は交付されないことになり、家庭の負担軽減と未来のアスリート等を育成するという目的から離れてしまうとも考えられます。

この対応策として、関東大会及び全国大会が一連の大会である場合に、関東大会を勝ち抜き全国大会にも出場できる際には、いずれも交付対象とする。当該年度に1人1回限りという要件を1人1大会に改めるという内容であります。1つの大会であれば、勝ち進んだだけ交付いたしますということになります。

もう一点、最下段の内容につきましては、激励金の金額であります。現在の要綱では、激励金の金額につきましては、本市から100キロ圏内を3,000円、100キロ圏内を除く関東・中

部を8,000円としておりますが、中部に北陸が含まれているなど、実情に合っていないと思われるものがあります。実情に合っていないと思われるものとして、北陸・東海については中部に含まれておりますが、特に北陸の石川や福井、あるいは東海の三重などにつきましては、距離的にも遠いため、現在の金額では低いのではないかと。また、例えば東京で大会が開催された場合に、1・2回戦は100キロ圏内の八王子で開催され、準決勝・決勝を100キロ圏外となる23区内で開催されるケースも想定され、この場合、激励金の金額が3,000円なのか8,000円なのかという問題も生じてしまう点などがありました。

この対応策としまして、北陸・東海などの地域区分の改正と併せまして、多くの大会は大会運営の関係上、当番県が設定され、当番県の都道府県内で大会が開催されることから、100キロ圏内、100キロ圏外の基準を都道府県単位で統一するという改正を含めまして、激励金の金額改正について検討したところであります。

23ページをお願いいたします。

上段の表が現行の激励金の額、下段の表が激励金の開催地、1人当たりの金額の改正案であります。

改正内容といたしましては、網かけ太字で表示しましたとおり、山梨県と隣接する都県を6,000円、山梨県と接していない関東を8,000円、静岡県を除く東海を1万円、北陸を1万2,000円とするものであります。

なお、表の下の2つ目の米印にありますとおり、開催地の地域区分につきましては、総務省統計局の地域区分によるものとしております。

最後に、最下段にありますとおり、今後の予定といたしましては、1月に本日の総務教育常任委員会での説明及び部長会議にて方針を決定し、2月に交付要綱の改正案を例規審査委員会に諮り、その結果を部長会議で報告後、改正した要綱を公布するとともに、3月にはホームページに掲載、児童・生徒へチラシ等の配布により周知を図り、4月から施行する予定であります。

制度をスタートさせて3年経過しましたので、目に見えてきた改正すべき点を改正し、多くの子供たちが未来に向かって羽ばたけるよう、少しでも助けになればと思います。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） かなり整理できてよかったなと思います。

1点だけ、激励金の改正の中で、11人以上の団体が対象になる場合、1人当たり10人という区分があるじゃんね。これが、例えば例を挙げると、サッカーって、登録メンバーもいるんだけど、一応選手としてピッチに立つのは11人なんだよね。そういうことを考えたときに、じゃ、本来ならば大会の登録メンバーって、大会ごとによってサブもいるわけだよ、正式に登録するのはね。

そういうことを考えたときに、少なくともサッカーは11人だから、ほかのスポーツって、バスケットとかそういうのは、せいぜい5人とか6人とかということになるんだけど、その辺の配慮というか、バスケットだって大会によっては、サブも含めて12人エントリーとか、そういうケースもあるから、だから、その辺もちょっと配慮してやっぱり設定をしておかないと、例えばチームが行って、12人行ったときに10人しか上げないよといったら、あとの2人分は、当然やり方としては、チームでみんな分配して、10人分しか上げないから、あとは12人で割って分けるよというような、受けるほうのあれがあるじゃんね。分配の仕方がうまくないので、その辺はちょっと検討する必要があるんじゃないかなと思うんだけど、どう。

○委員長（滝川美幸君） 名取部長。

○教育部長（名取藤吾君） 人数につきましては、3年前にも規定したとき話題にも上がったんですが、10人という上限が特定のスポーツを意識したものではなくて、競技する人数と登録メンバーは違う人数だと思われるんですね。

例えば、登録するメンバーというのは、20人もいれば30人もという、そういうゲームも出てくると思います。お金を出すのは登録メンバーに出しますので、例えば、ちょっと私、詳しくないんですけど、大体倍の人数ぐらいが登録できるんですかね。ですので、例えば20人登録のところまでを全部出してしまうと、かなりの人数になってしまいますので、ある程度のところということで、団体、野球やサッカーやソフトボールですが、大人数でやるチームについても10人までは出しましょうということで、一応一つの上限をつけさせていただきました。よろしくをお願いします。

○委員長（滝川美幸君） いかがでしょうか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 考え方は分かるさ。分かるんだけど、こんなの対象になる大会なんてそんなになんないんだから、その辺のところももうちょっと、さっき言ったように、スポー

ツの育成を考えたときに、やっぱり市もそういう頑張っている子供たちには、少なくとも各大会によって、スポーツによって人数が違うとはいつつも、やっぱり登録メンバーには出してやるというようなことも必要じゃないかなと思うんだけど、その辺、またちょっと検討してみて。

市の言っていることも分かるし、限って10人上限ですよということも、どこかで線引きをしなきゃならんということは分かることは分かるんだけど、一方では、そういうことも必要かなんて思う部分もあるし、激励というか、そういうことを考えたときには、やっぱりそういう措置も必要じゃないかと思うんだけどね。ちょっと検討してみてください。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今、内藤委員のことなんですけれども、やはり先ほど思ったんですけれども、何を言わんかとしていることは、競技によって、サッカーは11人いなければ試合が成立をしない、でも、試合中やっていて、レッドカードが出れば1人減るということにはなるんですけれども、そういう場合でも何でも、初めからは11人なんですから、10人を限定ということで、限度額ということになっているんだけど、そこを考えてほしいということは私も、誰でもそういうふうには思うので、そこのところはよく、もう一度考えてほしいと思います。

ということは、第6の今後の予定についても、部長会議が方針決定を1月にしたということになりますけれども、再度いろんな形の中でも、じゃ、上のほうのキロ数によって限定が、東京・八王子は100キロ以内じゃない、23区はあれだということで、それを改定するには、山梨県と接する都道府県は6,000円にしたという、そういう解釈もあるんですから、スポーツの種類によってはその限りではないとか、何かそんなふうなことも考えたほうがいいんじゃないかと、そんなふうに思いますけれども、これも私も要望ですけれども、ちょっと考えていただければありがたいと思います。

スポーツをする人間の中にも、やっぱりそんなふうに思う人がいると思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。答弁要りません。

○委員長（滝川美幸君） いいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、それに関連することなんだけれども、スポーツは競技人数が、競技によって正式な人数が決まっているんだけれども、例えば文化的な、吹奏楽とかそういうのというのものもあるわけじゃんね。そういうことを考えると非常に、吹奏楽なんて5人、10人というわけにはいかないね。何十人と行くわけだから、それはあるんだけれども、少なくともその辺のところは、スポーツ団体というのはやっぱり、先ほどと重複する部分はあるんだけれども、競技によって競技スポーツ人数、要するにバスケットだったら5人とか、その中に入るけれども、サッカーは特化される部分はあると思う、ラグビーなら15人になるからね。ラグビーのほうは、小・中学生で今やっているところないけれども、でも、例えば甲斐市の子供がどこかのラグビーチームで行って、全国大会へ行くというようなことがあれば、出してあげるんだよね。ほかのチームに所属していても、そのチームが行くという場合は出してやるんだよね。そういうことだよ。そうすると、難しい部分もある。

○委員長（滝川美幸君） 名取部長。

○教育部長（名取藤吾君） ほかの、例えばヴァンフォーレのアンダー何歳とか、そういうチームに入っているけども、甲斐市の子供であれば、甲斐市の子供の分、その子の分は出せます。

○委員（内藤久歳君） 分かりました。いいです。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

それでは、委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員、ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市小中学生スポーツ・文化芸術等県外大会出場激励金交付要綱の改正について終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時05分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

次に、（７）学校運営協議会制度（コミュニティー・スクール）の導入について、担当より説明をお願いいたします。

樋川学校教育課長。

○学校教育課長（樋川和之君） お疲れさまです。

学校教育課のほうから、学校運営協議会制度（コミュニティー・スクール）の導入について、資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思います。

資料のほうは、24ページをお開きください。

学校運営協議会制度につきましては、平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、全ての公立学校への設置が努力義務化されました。本市におきましても、平成24年度より双葉西小学校に学校運営協議会を設置し、県下初のコミュニティー・スクールとして、先進的な取組を実施してまいりました。この実践を基に、来年度から市内の全校に学校運営協議会制度を導入するものであります。

この学校運営協議会制度とは、学校が地域住民や保護者と学校の教育目標を共有し、組織的・継続的に連携しながら、地域と共にある学校、地域に開かれた特色ある学校へ転換を図るための仕組みであり、学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティー・スクールと呼んでおります。

コミュニティー・スクールは、学校長の示す学校運営の基本方針を承認すること、学校運営について教育委員会または学校長に意見を述べることができること、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができること、3つの主な機能があります。

25ページをご覧ください。

制度導入による期待される効果、メリットは主に3つございます。

1つ目は、組織的・継続的な体制の構築により、教職員の異動等があっても地域との組織的な連携・協働体制が維持できる持続可能性のある仕組みであることです。

2つ目といたしまして、学校運営の基本方針を承認することで、学校が抱える課題を地域、保護者の皆様と共有し、役割分担を持って連携・協働による取組ができることとあります。

最後、3つ目といたしまして、目標・ビジョンを共有した協働の活動を行い、地域総がかりで子供たちの育成を図ることができます。

コミュニティー・スクールは、子供にとって学びや体験活動が充実し、自己肯定感や他人を思いやる心が育つようになり、教職員にとっても地域人材を活用した教育活動が充実し、地域の協力により子供と向き合う時間の確保が可能となり、保護者にとっては保護者同士や

地域との人間関係ができるなど、家庭教育との相乗効果が生まれ、地域にとっても学校が地域コミュニティーの核として存在することでネットワークが形成されるなど、それぞれにとって様々な魅力が広がっていきます。

26ページをご覧ください。

市内小・中学校へのスムーズな導入に向けて、これまで学校と地域の協働関係・信頼関係の土台を担ってきた各学校に設置してあります学校評議員制度や学校関係者評価委員会、また、おやじの会など既存の組織をベースとして、段階的に学校運営協議会を設置したコミュニティー・スクールへと発展させていきたいと考えております。

下段にあります導入スケジュールに基づき、本年度、全小・中学校長に準備の依頼を行い、現学校評議員に説明、組織編制等の準備を各校で進めているところでございます。

双葉西小学校においても、10年に及ぶ取組を経て、今の形を築いてきております。各校の置かれた地域性などを加味する中で、無理のない導入と結果を焦り過ぎない息の長い取組となるよう、市の教育委員会としましても指導・助言をし、伴走支援を行っていきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質問がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 24ページの真ん中ですが、教職員の任用に関し、教育委員会規則に定める事項というのは、どんなことなんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 金丸指導監。

○指導監（金丸 徹君） お答えさせていただきます。

任用について、学校運営協議会規則の中に、協議会は対象学校の職員の採用そのほかの任用に関する意見（対象学校の運営改善に資する建設的な意見であるものに限る）を教育委員会に対して述べることができる。ただし、対象学校における転任を求める意見及び個人を特定して意見を述べることはできないというふうにさせていただいております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑ありますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の24ページの中段のところ、3つの目標があって、校長が作成す

る学校運営の方針を承認するという事なんですけれども、校長が継続している場合はいいんですけども、単年度、1年で異動するという事もあり得るわけじゃないですかね。そうすると、学校としての考え方、校長が替わることによって、運営方針が変わってくるようになりますよ、当然、校長の考えに基づいて変わっていくわけだから。

その辺の継続性というか、あるいは生徒に対する、その辺のところはどうやって担保していくのかなと、その辺はどうなっているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 樋川課長。

○学校教育課長（樋川和之君） ご質問ありがとうございます。

もちろん、学校長が替わりますと、運営方針等も多少変わったりもすると思います。ただ、ここにも書いてございますように、学校運営の方針を承認していく制度が学校運営協議会制度になりますので、当然そこで、運営方針があまりにも大きく変わったり、学校運営協議会の中で、あまりうちの地域では望まないというような運営方針であれば、そこで意見をすることもできるし、承認をしていく、していかないという話になってくるので、そのようなことも含めまして、持続可能性、いわゆる教職員の人事があっても、その地域に根差した教育がこの制度によって、仕組みによって、持続可能性がある仕組みになっているというふうにお考えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 学校教育というのは、当然、来る校長によって考え方も違うと思うんだよね。その辺と、それから、今在校している生徒が、例えば1年生が入ったときに、Aという校長がいました。異動しました。今度は異動することになって、校長が違うといったときに、基本的な部分は継承しながら校長の独自性を出していくという、そういうところが、この文言で見ると、校長が作成するという事になっているので、じゃ、我々の感覚からすると、全て校長が替わったときには、校長の自分の考えに基づいてやっていくのかという、そういう認識があるわけで、その辺のところの、例えば地域の皆さんに説明するにしても、この文言だと、何かそういう印象を受けますよね。

だって、日本の政治だって、総理大臣が替われれば政策も変わってくるのと同じで、校長が替われれば、また校長の考えに基づいた学校運営をやっていくというのが基準になると思うんだよね。その辺のところの継続性というのかな、そういうところをやっぱり明確にしておくことも必要じゃないかなと思うんですけども、その辺はどうですかね。

○委員長（滝川美幸君） 樋川課長。

○学校教育課長（樋川和之君） おっしゃるとおりだと思います。

本当に、学校長が替わって、大きく方針転換すること非常に少ないと思います。やはり地域に根づいた、それぞれの特色ある学校教育を、それぞれの小・中学校が展開しておりますので、本当に大きく転換するという事は少ないと思うんですが、今、内藤委員おっしゃるように、基本方針の承認が、どうしてもやはり学校運営協議会制度には必要になりますので、そこでご意見をたくさんいただいて、ぜひ基本方針をみんなで作っていただきながら、ぜひ地域にも、それから保護者も学校も連携・協働しながら、同じビジョンに向かって進んでいきたいと、そういうふう考えております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、これで委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員、いかがですか。

若尾議員。

○議員（若尾彰子君） コミュニティー・スクールの協議会の中には、保護者、地域住民の方も入っていくということなんですけれども、選定方法、この最後の図では、推薦、任命とあるんですけれども、選定の基準だとか方法というのは決まっているのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 金丸指導監。

○指導監（金丸 徹君） お答えさせていただきます。

来年度導入に当たりましては、先ほど課長の説明の中にもありましたとおり、学校評議員さん等をベースにしながら、学校運営協議会のほうを設置していこうと考えております。

ただ、学校評議員さんを選考する際にも、地域の教育経験者であったり学識経験者等々、様々な声を学校長が拾う中で専任をしていますので、それに準じた形で行っていきたくと考えております。

○委員長（滝川美幸君） 若尾議員。

○議員（若尾彰子君） 学校評議員さんだとか地域の方というと、学識経験者の方もそうなんですけれども、自治会長さんだったりだとか、結構男性が多いような印象を受けます。学校、子供たちに関わることで、ここは、そういった対象の方を広く見ていただきまして、男女だったり性別ですとか年齢の構成が偏らないように、何か基準だったりだとか、そういった通知だとか、そういったことを各学校に出していただければと思います。要望です。

○委員長（滝川美幸君） それでは、要望ということですので、よろしく願いいたします。

それでは、これで傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、学校運営協議会制度（コミュニティー・スクール）の導入についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時18分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

次に、（8）その他に入ります。

秘書課からその他がありますので、説明をお願いいたします。

大寫秘書課長。

○秘書課長（大寫正之君） よろしく願いいたします。

秘書課から、市制祭について説明をさせていただきます。口頭での説明となりますので、よろしく願いいたします。

平成16年9月1日に、旧竜王町、敷島町、それから双葉町が合併いたしまして、甲斐市が市制施行されました。平成26年9月まで、毎年市制祭を実施しておりましたが、市制施行10周年の平成26年を一つの区切りといたしまして、以後5年ごとに開催をするということになっております。

前回、令和元年9月に市制15周年の市制祭を実施しておりまして、本年9月がちょうど5年ごとの年となりまして、市制施行20周年ということになります。

毎年行われていない事業ですけれども、本年9月に市制祭を実施する計画で予定をしておりますので、市制祭について、口頭ですけれども、報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） ただいまの説明について、質疑等がありますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 規模なんか、どんな程度なんですか。

○委員長（滝川美幸君） 大寫課長。

○秘書課長（大寫正之君） 5年ごとですので、市制祭、9月に予定をしているんですけど

も、これにつきましては、令和6年度の事業となりますので、令和6年度の事業、それから予算ということで、またご提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、なければ委員の質疑を終了いたします。

以上で、その他を終わります。

次に、次第の4、その他を行います。

初めに、（1）各種団体との意見交換会について、事務局の説明をお願いいたします。

池上書記。

○書記（池上 恵君） それでは、意見交換会につきまして説明いたします。

本日お手元に、甲斐市文化財保護審議会との意見交換会の開催通知を配付させていただきました。日時は2月7日木曜日の午前10時から、ここ委員会室Aで行いますので、15分前までにはご参集願います。

なお、当日は、審議会から甲斐市の文化財について説明を受けた後、意見交換となり、1時間半程度を予定しております。審議会に事前に聞きたいことがあるようでしたら、事務局まで報告をお願いします。

また、当日は、昨年度配付いたしました甲斐市文化財保存活用地域計画と概要版の2種類をお持ちください。こちらになります。

さらに、同日午後1時30分からは通常の常任委員会を行いますので、お間違えのないようお願いいたします。

説明は以上となります。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

意見交換会につきまして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいようでしたら、来月よろしくお願いいたします。

以上で、各種団体との意見交換会について終わります。

次に、委員より、常任委員会関係でその他ありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、以上でその他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。
これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会といたします。
大変お疲れさまでございました。

閉会 午後 3時22分